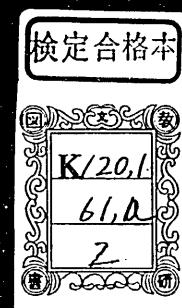


教育學子館 教授
聖旨
道德尋常小學修身書 卷二

乙級生徒用



聖旨
道德尋常小學修身書 乙號生徒用
卷二



教育學館敬撰

聖賢道德傳

大日本圖書株式會社

聖旨
道德尋常小學修身書第一卷乙號目次

○孝道。

第一章。

聖言。

訓誠、三則。

諺、二。格言、一。

例話。

若木の

燒野

○友愛。

○鵠兄弟の友愛。

○信實。

第二章。

聖言。

訓誠、二則。

諺、一。格言、一。

例話。

三株の

燒野

○恭儉。

第四章。

聖言。

(一) 禮儀。訓誠、三則。

格言、一。唱歌、一篇。

(二) 作法。

訓誠、六則。

例話。

鍾足公、靴を奉る。

(三) 言語。訓誠、二則。

格言、一。諺、一。

格言、一。

諺、一。

作法。

例話。名和長年 (四) 謹慎。訓誠、一則。諺、二。例話。香爐を修ふ。(五) 忍耐。

訓誠、二則。歌、俳句、各一。諺、二。例話。木村重成 (六) 勸勉。訓誠、一則。

格言、一。諺、一。例話。岩次の (七) 儉約。訓誠、二則。格言、一。諺、二。

例話。酒井忠勝 (八) 儉約。

○博愛。

第五章。聖言。訓誠、一則。格言、二。諺、一。例話。安藤信友 (九) 愛撫。○温公、妻。

○智德。

第六章。聖言。訓誠、九則。格言、四。諺、五。例話。義家、軍學

○開齋、無藝

○時機の

○雨だれ、人

○治憲、師

○菅原道

○遵法。

第七章。聖言。訓誠、五則。例話。川田某、拾ひ物を、

○義勇。

第八章。聖言。訓誠、一則。格言、一。諺、二。軍歌、一篇。

聖旨尋常小學修身書第一卷 乙號

道德

尋常小學修身書第一卷 乙號

教育學館 散撰

○孝道。

第一章。

聖言。

○父母ニ孝ニ、

親は、子をうだつるためには、さまざまのくらうをなすものなり。それは、とりやけだものを見ても、よくべらるべー。ヤケ野ノキゞス、夜ノ鶴。

きじは、野のやくふとき、吾子こころに、やけしむることあり。十

つるは、吾子のこゝゆるを恐れて、夜とほしなきあめすごう。十一

○鳥けたものすら、まゝ、親をやーなひて、了の恩を
かへすことありといふ。況して、人に一て、不幸なる
は、鳥けたものにも、れどれりといふべし。

鳥ニ、

反哺ノ孝アリ。

鳥の子は、おいたる親に、魚をはこびて、其恩をあへすといふ。十二

○親につかふるには、いかなるくらうをも、いとふべ
からず。父母ニツカヘテ、ヨク、ソノ力ヲ

ツクス。

すゞか峰の万吉、六歳のとき、たび人にやさばれなどして、母のや
まひをやしなふ。十三

友愛 第二章。

聖言 兄弟ニ友ニ、

○兄弟は、兩の手のととぐ、たがひに、たすけあふもの
なり。

されば、兄弟、なかたがひするは、かた手をう
一なふにれなし。兄弟ハ、左右ノ手ノ如シ。

三本のわか木、かぜにふきをられんとす。これを、一しょに、ゆ
ひあはせければ、こもに、つゝがなき、ことをいたり。十四

○兄は、弟をいたはり、なにどとも、弟にさがだちて、
みちびくべー。弟は、兄をうやまひ、すべて、兄のつ
ぎにたちて、うのところにいたがふべー。兄ハ、

弟ヲ愛シ、弟ハ、兄ヲ敬フベシ。

島友勝、弟をうつたへ、ほうびの金カネをうけて、たちざりかれ、毎夜
牢ルのあたりアタリをさまよひたり。十五

信實。第二章。

聖言。朋友、相信シ、

○朋友は、いつはりなく、一たび、約束したることは、
けつて、たがはぬやうにすべー。朋友ニ、信

アラザレバ、交、タエヤスシ。

○朋友のあひだに、なんきの事ある時は、たがひに、
助けあふべー。これ、朋友のつとめなり。朋友

ハ、難アラバ、相助ケ、忠アラバ、相ス

クフベシ。

○ありは虫なれどもよく義を守るものなり。
ありをみよやよことども友のためには
いのちさへを一まではたらくけなげ
やな。ありを見よやよことども。■^{十六}

恭儉。第四章。

聖言。恭儉己レヲ持シ、

一 禮儀。

○人にまじはるには禮儀をみださぬやうに
すべし。禮儀正しければ争ふのれることなし。

人ニ交ハルニハ、禮儀ヲ正シクスベシ。
朋友ノ間モ、禮アツケレバ、争ナシ。

○自ラ、人にうやまはれたく思は、まづわれより、人
をうやまふべし。我、他人ヲ敬ヘバ、他人
マタ我ヲ敬フ。

一一 作法。

○貴き人にむかひて、うの人の言、いまだをはらざるに、我言をいたすべからず。 ○貴き人より、なにどとか、いひきかぜらるゝときは、容をあらため、つゝみて、うけたまはるべし。

中のねほゞの皇子のまりぐつ、ぬげたれば、中臣のかまたり、ひさまづきて、これを奉れり。タマツ十七

○貴き人より、物をあたへらることあらば、いたさきて、うくべし。あまり、じたいするは、無禮なり。

○人の器、または書物など、かるときは、其人に不自由をかくることあり。 ゆゑに、なるべく、人より、物をかるべからず。 ○も一やむことをはずして、人の物をかるときは、たいせつに取りあつかひ、用をはらば、すぐに返すべし。 ○物を、人にわたす時、さきの人、すわりてあらば、我もすわりて、わたすものなり。これは、受取る人の、たよりよきためなり。タハ十八

三 言語。

○言葉は、十たび、あやまれば、取りかへーのならぬものなれば、つゝみて、物いふべー。一言、ミダ

リニ發スレバ、後悔、立ドコロニ至ル。

○口かずれほきときは、これより、れもひよらぬ禍を、ひきれことあるものなり。 口ハ、禍ノ門。

名和長年、幼き時、庭の松を與ふべき約束にて、牛にのれり。後、長年の父、牛飼の乞により、うの松をきりて與へたり。十九

四 謹慎。

○かげにて、あーき事をなし、たれも、知るまじと思ふは、あさはかる心なり。あーき事あれば、いかにかくすとも、必あらはるゝものなり。 壁ニ、耳ア

リ。 天知ル、地知ル。

岩崎十三郎、自つるのもうろの舌ををり、うのつみを、人にねはせんとして、つひにあらはれたり。二十

五 忍耐。

○人、我にむかひて、無禮なることありとも、忍びて、

怒るべからず。堪忍すれば、争ひの、れることとなく、うらみをうくることも、なきものなり。かんにんの、なる堪忍は、たれもする。ならぬ堪忍するが、かんにん。 堪忍ハ、無事長

久ノモト井。

木村しげなり、人にはづかしめられたれど、我身のアガマ大望タマハシをおもひて、怒イカキをこらへたり。廿一

○やはらかなるものは、久ヒテきにたへ、強きものは、たなざかな。
あまちやぶるゝものなり。 柳ノ枝ニ、雪折ナシ。 もつとして、かへれば、門のや

六 勤勉。

○朝は、早くれきて、業をつとむべし。其家、いかに、まづいくとも、つとむれば、次第に、ゆたかになるべし。 朝、早くオクルハ、家ノ、サカユルシルシナリ。オソクオクルハ、家ノ、オト、

ロフルシルシナリ。力セグニオビ
ツク貧乏ナシ。

ほりもの師の子、岩次、家内のねしづまるをまちて、おき出で、せ
いだして版をほりたり。廿二

七 儉約。

○いかほど、ゆたかなりとも、身の程にかなはぬ、を
どりをなすときは、たちまち、れどろふるものなり。

欲ハ、ホシイマ、ニスベカラズ。

ラゴルモノ、久シカラズ。

○つねに、無益の錢をつひやさず、少しづゝ、積みたく
はへれば、不時の用をなすものなり。塵、ツモ

リテ、山トナル。

サカヰダバカワ
酒井忠勝、一本のこよりにて、一度の用を足すべきことをいひて、
近侍に、キンシ、ケンヤク、カタマリをしへたり。廿三

博愛。第五章。

聖言。博愛、衆ニ及ボシ、

○何事も我身にひきくらべて、人をれもひやり、あはれみを加ふべし。　ワガ身ヲツメリテ、人ノイタサヲ知レ。　己^レ、温ナル時ハ、人ノ寒キヲ思ヒ、己^レ、安キ時ハ、人ノ難キヲ思フ。

安藤信友、酒屋の丁稚の、冬日にたちはだらくさまを見て、雪の日や、あれも人の子、たるひろひといふ句をよめり。廿四

○人のあやふきを見ては、これをすくふべし。もし、

子どもの力に、れよばざること、みばずぐに、大人の助をとふべし。　人ハ、互ニニアハレミ、互ニ助クベシ。

司馬溫公、水がめをやぶりて、友だちをすくひだり。廿五

智德。　第六章。

聖言。　學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、德器ヲ成就シ、

○よき玉も、みがゝざれば、光のあらはれざるが如く、

人も、學問せざれば、智慧は、出でざるものなり。

玉、ミガ、ザレバ、光ナシ。光ナキヲ、石
瓦トス。人、學バザレバ、智ナシ。智
ナキヲ、愚人トス。

八幡太郎義家、大江匡房の獨言をきく。これにしたがひて、學問を
なせり。廿六

○人、たとひ、才智あり、學問ありといふとも、職業を
いとなむべき藝能を、身にうなへざれば、けつて、一

人まへの人といふべからず。藝ハ、身ヲタスク。

子供、藝をなして、菓子をもらへり。

ヤマザキアンサイ

ナ

菓子は、ほしかられど、藝のなきが、かなしこいへり。廿七

○幼きときより、ひまをを一みて、さんきやうすべし。
月日は、人をまたぬものなり。光陰、矢ノ如シ。

大江時棟、馬をひきながら本を讀めり。藤原道長公、見てつれ
かへり、學問をさせしに、よき學者となれり。廿八

○何事にても、よく勉強すれば、ならざることなし。

事のならざるは、勉強のたらざるゆゑなり。事ハ、

勉強ニアリ。

塗師屋の弟子、軒石の、雨だれにくぼみたるを見、心を改めて勉強し、遂に名人となれり。甘九

○人いかに勉強して、學問をなし、藝能をみがんとするも、よき師につきて、うの教によらざれば、成就がたきものなり。師ニアラザレバ、知ラズ。

○我身は、師によりて、立つものなり。ゆゑに、師は、

父母のごとく、うやまびーたがふべし。

師長ニツ

力フマツルハ、禮ラ貴ブ。

上杉治憲は、大名なれど、細井平洲を、師こし、禮儀あつく、これに事へたり。三十

○人いかに智慧あり、藝能ありとも、德なければ、玉にきずある如くにて、まことの用には、たちがたし。

玉ニキズ。

○德ををさめんとするには、人のよき行ひを見ては、

これをまなび、あーき行ひを見ては、わが身にも、これありやと、かへりみるべー。人ノフリ見テ、我

フリナホセ。

○わが身に、徳あれば、れのづから、人にうやまひ、一
たはるゝものなり。聲ナクシテ、人ヲ呼ブ。

菅原道眞公、幼き時、學問をはげまれければ、いまも天満宮アンミヤクごま
つられ、人アヒルにあふがれ給ハマへり。三十一圖

遵法。第七章。

聖言。國法ニ遵ヒ。

○物をひろひたるときは、時をうつさず、うのすぢへ
とけいじで、持主をたづぬべー。○人家の垣、壁な
どに、らくがきすべからず。○道なかにて、石をなげ、
あうらじのさまたげをなすべからず。○人の地内、
公園などの花を、とり取るべからず。○電信線、又は、
鐵道のさまたげとなることをなすべからず。

川田某、海カキにて、金をひろへり。これは、ある盲メイクのたこせらるも

のこわたり、すぐにうへし興アタマへ、更に禮サツをうけざりしこう。

義勇。第八章。

聖言。義勇、公ニ奉ジ、

○もし、事ある時は、君のため、國のため、身をかへり
みずして、はたらくべし。義ヲ見テ、セザルハ、
勇ナキナリ。

○人は、つねに、運動して、身體を強くすべし。身體、
強からざれば、事ある時、用にたちがたし。

勇氣ハ、健康ニヤドル。

軍歌。

二千五百年以來、光りかゝやく日本國、うの國守る軍
人よ、汝の仰ぐ大旗は、我大君のみアメニるべし。

君の御言をかゝとみて、いかなる敵をも打はらべ。

忠と勇とに此旗を、地球の上にかゞやかせ。三十四
いかなる寇をも打はらべ。

忠と勇とに此旗を、地球の上にかゞやかせ。

161211

聖旨
道德

尋常小學修身書第二卷 乙號 終

明治二十六年十月廿一日印
明治二十七年一月十四日訂正印
明治二十七年二月廿一日發行
明治二十七年二月廿一日訂正、印刷行

編輯者

教育

館

東京市小石川區小日向第六天

町五十番地

右代表者

大日本圖書株式會社

東京市京橋區銀座壹丁目二十
二番地

右代表者

專務取締役 佐久間貞一

東京市京橋區銀座壹丁目二十二番地

大日本圖書株式會社

大阪市東區博勞町四丁目十七番星敷

全支社

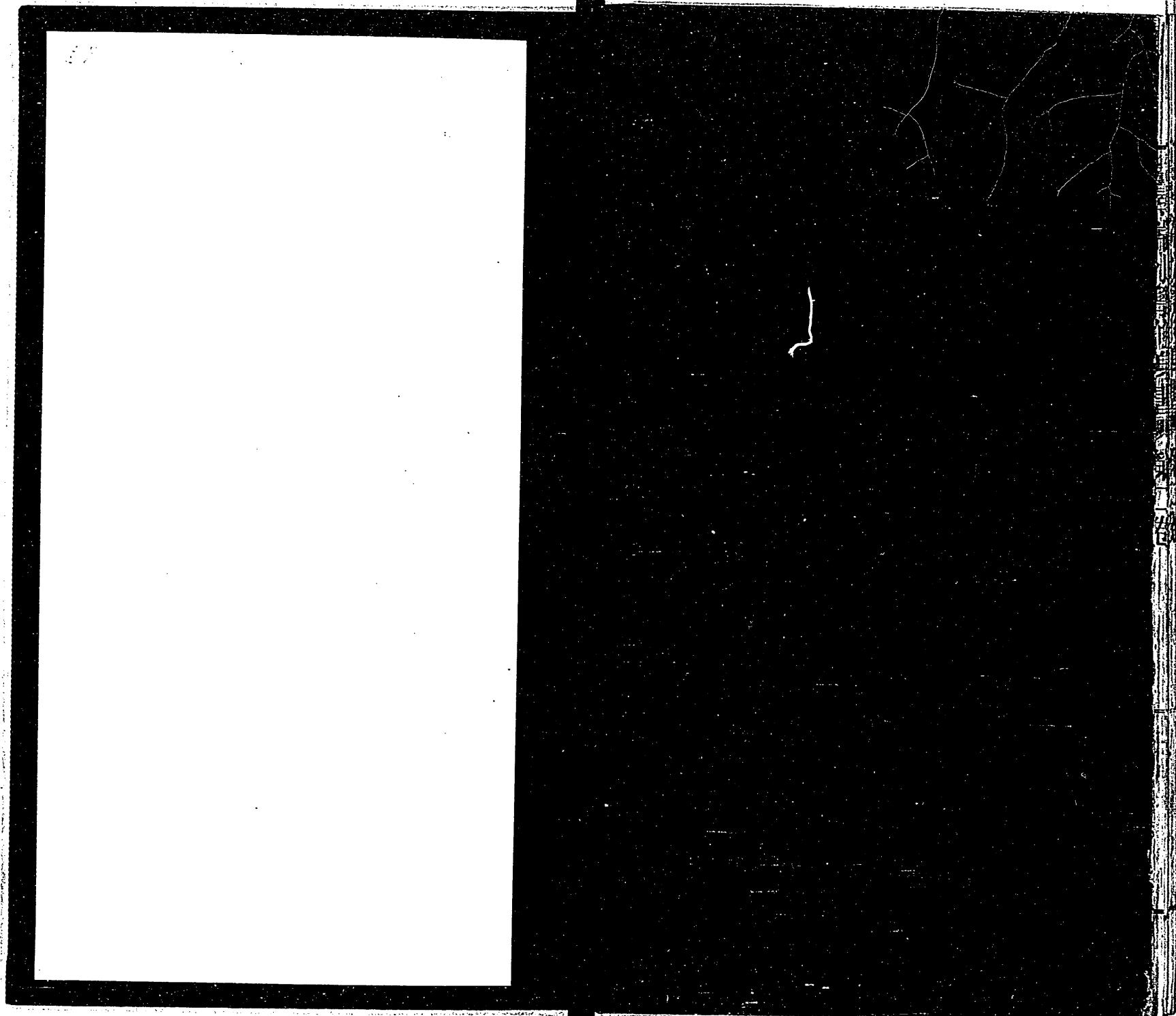
各府縣下賣捌所

放榜

所有

發行兼印刷者

定價金三錢五厘



聖旨尋常小學修身書

乙號生徒用
卷四

檢定合格

